

# 大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

## 大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府(以下「甲」という。)と株式会社セブン-イレブン・ジャパン(以下「乙」という。)とは、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護への協力、高齢者の見守り等の推進を通じた高齢者にやさしい地域づくりの実現を図るため、次のとおり協定を締結する。

なお、甲は、乙が直営店方式又はフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア「セブン-イレブン」(以下「セブン-イレブン店」という。)を展開しており、フランチャイズ方式による展開においては、乙と別途独立した経営主体(以下「オーナー」という。)がセブン-イレブン店を経営しており、本協定についての甲の推奨を応諾したオーナーが、本協定記載の内容等を実行することを十分に理解する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、大阪府における急速な高齢化の進展やひとり暮らし高齢者世帯及び認知症高齢者の増加等を見据え、乙及び乙の加盟店の営業活動(店舗内における物品等の販売、セブンミールを通じた配達、店内商品の配達時等)を通じて、認知症に対する正しい知識の普及・啓発、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護、高齢者の孤立死や消費者被害の防止など、地域における高齢者の見守り等の推進を図るため、甲及び乙が協力して取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを実現することを目的とする。

### (甲の役割)

第2条 甲は、府内の市町村に対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、市町村における取組みが円滑に行われるよう、助言や情報提供等必要な支援に努めるものとする。

### (乙及びセブン-イレブン店の役割)

第3条 乙は、フランチャイジーである対象エリア内のセブン-イレブン店に対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、セブン-イレブン店における高齢者等の支援活動等が円滑に行われるよう次の各項(以下「高齢者見守り活動等」という。)に定める取組みを推奨するものとする。

#### (1) 認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護

セブン-イレブン店は、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期

発見・保護を図るため、高齢者等が行方不明になったときに、市町村等からの通報を受けて当該高齢者等を探索する「SOS見守りネットワーク」に通常業務に支障のない範囲で協力するものとする。

(2) 認知症に対する正しい知識の普及・啓発等

- ① セブン-イレブン店は、従業員等に対し、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支える認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の受講を推進する。
- ② セブン-イレブン店は、認知症に対する正しい理解の促進や高齢者を狙った悪質商法からの被害防止等を図るため、甲及び府内の市町村が提供するポスターの店頭等への掲示の啓発に努めるものとする。

(3) 高齢者の見守り・安否確認等

- ① セブン-イレブン店は、その営業活動(店舗内における物品等の販売、セブンミールを通じた配達、店内商品の配達時等)を通じて、認知症高齢者等を発見した時は、その状況等を総合的に判断した上で、必要と思われる場合には、甲が提供する所管の市町村の連絡先へ連絡を行うものとする。
- ② セブン-イレブン店は、お届けサービスを通じて、日常の買い物が困難な高齢者等の買い物支援に努めるものとする。
- ③ セブン-イレブン店は、日常業務を通じて、高齢者等の消費者被害の兆候を察知したときは、消費生活センター等関係機関に適切につなぐなど、地域における見守り支援に努めるものとする。

(4) 高齢者の雇用促進

セブン-イレブン店は、管轄エリアの店舗において高齢者雇用に努めるものとする。

(5) 地域活動支援等

セブン-イレブン店は、甲及び府内の市町村の高齢者施策や地域活動支援にできる範囲で協力するものとする。

(免責)

第4条 乙(セブン-イレブン店を含む。)は、第3条第3項第3号の規定による連絡が出来なかった場合又は遅れた場合に、高齢者に生じた問題等について、の責任を負わないものとする。

(費用の負担)

第5条 乙(セブン-イレブン店を含む。)における高齢者見守り活動等に要する費用は乙の負担とする。

(個人情報保護)

第6条 甲及び乙(セブン-イレブン店を含む。)は、乙における高齢者見守り活動等を通じて知り得た情報を第三者に漏らし、又は目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

(相互連携)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行うなど、相互の連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから契約解除の申し出のないときは、この協定を当該有効期間満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年9月18日

甲 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号  
大阪府  
大阪府知事 松井 一郎

乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役 井阪 隆一